

子育て型優良集合住宅をご計画のみなさま

これから集合住宅を新築又は改修し、
葛飾区優良集合住宅認定要綱の子育て型認定を
取得する場合は、助成金の交付対象となります。



令和7年7月改正

区分	新築		改修		
	賃貸	分譲	賃貸	分譲	
助成基本額	認定対象住宅（子育て型）の新築に係る費用		認定対象住宅（子育て型）の改修に係る費用		
	助成率	1/5	1/20	2/3	1/3
助成限度額	認定申請住戸	300万円/戸	75万円/戸※1	390万円/戸	150万円/戸
	子育て交流促進施設	625万円/棟※2			
	子育て コラボレーション	300万円/棟			

- ※1 分譲新築型の場合は、助成限度額を乗じる助成対象住戸の数は50戸が限度です。
- ※2 子育て交流促進施設に係る助成限度額は、新築又は整備に要する工事費用に1/2を乗じた額です。

助成対象事業費に助成率を乗じた額が助成金の基本額です。
ただし、認定対象住戸数に助成限度額を乗じた額と子育て交流促進施設の助成限度額及び子育て
コラボレーションの助成額を合算した額が限度額となります。

<計算例1>

賃貸集合住宅1棟（15戸）について、
全ての住戸を子育て型として新築する場合

【助成基本額】

助成対象事業費が4億円の場合
 $4億円 \times 1/5 = 8,000万円$

【助成限度額】

$300万円/戸 \times 15戸 + 625万円/棟 = 5,125万円$

以上の計算例では、助成基本額が助成限度額を上回るため、5,125万円が助成金額となります。

<計算例2>

賃貸集合住宅1棟（15戸）について、
全ての住戸を子育て型として改修する場合

【助成基本額】

助成対象事業費が9,000万円の場合
 $9,000万円 \times 2/3 = 6,000万円$

【助成限度額】

$390万円/戸 \times 15戸 + 625万円/棟 = 6,475万円$

以上の計算例では、助成基本額が助成限度額を下回るため、6,000万円が助成金額となります。

- ※ 事業費に認定申請外住戸が含まれる場合等、助成対象外の費用が含まれる場合は、子育て型の整備に係る経費のみ助成対象事業費となります。
エレベーター等の費用を明確に分けられない共用部分については、面積按分や工事費按分等の方法により助成額を算出します。

詳しくは葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）助成金交付要綱をご確認ください。